

第53期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年9月22日（金曜日）

午前10時

開催場所

名古屋市千種区覚王山通八丁目18番地
ホテル ルブラ王山 2階 「金鯪の間」
(末尾の会場のご案内図をご参照ください。)

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 退任監査役に対する
退職慰労金贈呈の件

株主総会資料の電子提供制度が導入されましたが、当社は、書面交付請求の有無に関わらず、一律に従前どおり書面でお送りしております。

株主総会と出席の株主様へのお土産は取り止めとさせていただきます。

証券コード 5903
2023年9月1日

株 主 各 位

名古屋市名東区若葉台110番地
シンポ株式会社
代表取締役社長 安藤紀彦

第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第53期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考資料等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイトに掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト：<https://www.shinpo.jp>

株主総会資料掲載ウェブサイト：<https://d.sokai.jp/5903/teiji/>

また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日のご出席に代えて、書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁に記載の「議決権行使についてのご案内」に従い、2023年9月21日（木曜日）午後6時までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年9月22日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 名古屋市千種区覚王山通八丁目18番地
ホテル ルブラ王山 2階 「金鯱の間」
(末尾の会場のご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
1. 第53期(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第53期(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の方へのお土産等のご用意はございません。予めご了承いただきますようお願い申し上げます。

会社法の改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置事項については、前記各ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項の記載を含む書面をお送りしております。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様にお送りする書面からも記載を省略することとしておりますので、当該書面には記載しておりません。

①連結計算書類の「連結注記表」

②計算書類の「個別注記表」




なお、これらの事項は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。

電子提供措置事項に関して修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を記載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.shinpo.jp>)

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <hr/> <p>2023年9月22日（金曜日） 午前10時</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2023年9月21日（木曜日） 午後6時到着分まで</p>	 <p>電磁的方法（インターネット）で議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2023年9月21日（木曜日） 午後6時入力完了分まで</p>
--	---	--

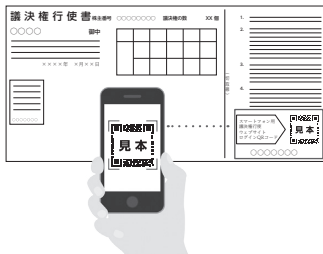
書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

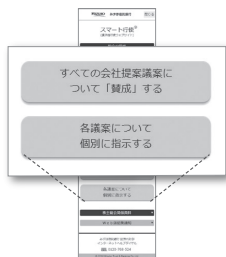
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

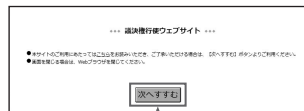
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

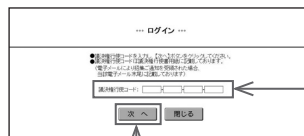
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

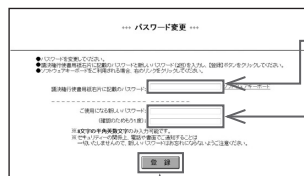
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

事業報告

(自 2022年7月1日)
(至 2023年6月30日)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に係る規制が緩和されたことによる社会経済活動の正常化に伴い景気は緩やかに持ち直しつつあります。一方で、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化に伴う資源価格の高騰やエネルギー価格の上昇などの影響により、景気の先行きは依然として不透明な状況で推移しました。

当社グループの主要マーケットである焼肉業界におきましても、新型コロナウイルス感染症の収束傾向やインバウンドの回復に伴い客足が順調に回復しつつあるなど明るい兆しが見え始めました。一方で新型コロナウイルス感染症の長期にわたる影響により生活スタイルが変化し、外食から中食、内食へシフトしていることや、エネルギー価格高騰による仕入価格や水道光熱費の上昇、人手不足による人件費の高騰など依然として不透明な状況が続いております。

海外マーケットにおきましては、中国市場においてロックダウンを伴うゼロコロナ政策が続く、当該政策の解除以降においても景気の回復が鈍く飲食業界は大変厳しい状況が続きました。一方で新型コロナウイルス感染症の影響からほぼ抜け出したアメリカをはじめとする北米市場、台湾や香港などにおいては市場は比較的堅調に推移しました。

このような状況下で当社グループは、国内におきましてはコロナ禍で換気の良さが評価されている焼肉店の新規出店需要を取り込み、繁盛店のまるごとサポートとして店舗設計からアフターサービスに至るまで、繁盛店づくりをトータルでサポートしてまいりました。

既存の焼肉店等に対しましても、無煙ロースターをはじめとする厨房機器の更新需要を積極的に取り込み、高品質の下引き型無煙ロースターをはじめとする利益率の高い製品の販売を強化するなど高収益体制への転換を図り、競争力強化に取り組んでまいりました。

また、コロナ禍の影響が徐々に緩和し、焼肉店の営業が正常化しつつある中でメンテナンスサービスやアミ洗浄サービス、部材品の販売強化にも取り組んでまいりました。

海外におきましても、市場規模の大きい北米や中国を中心に、市場が比較的堅調であった香港や台湾、インドネシアなどに対して集中的に営業展開を行ってまいりました。一方で、コロナ禍により収益及び財務状況が悪化し、前会計連結年度において解散を決議した連結子会社であるSHINPO AMERICA, INC. は、当連結会計年度において清算が終了いたしました。

ました。

その結果、当連結会計年度における業績は、売上高は6,390百万円(前期比2.9%増)、営業利益は956百万円(前期比7.9%増)、経常利益は973百万円(前期比7.4%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は682百万円(前期比28.3%増)となりました。

無煙ロースター関連事業における品目別売上高は、次のとおりであります。

品目	第 52 期 (前連結会計年度) (2022年 6 月期)		第 53 期 (当連結会計年度) (2023年 6 月期)	
	売上高	構成比	売上高	構成比
製品	2,070 ^{百万円}	33.4%	2,078 ^{百万円}	32.5%
部材品	983	15.8	1,191	18.6
据付工事	1,679	27.1	1,785	28.0
その他内装工事	1,104	17.8	948	14.9
商品	263	4.2	250	3.9
アミ洗浄	105	1.7	136	2.1
合計	6,207	100.0	6,390	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は90,454千円であります。その主たる内容は、新名古屋工場の建物追加工事等17,517千円、製品・部品金型の更新28,445千円、社用車の取得6,770千円、情報系システム20,160千円等であります。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 50 期 2020年6月期	第 51 期 2021年6月期	第 52 期 2022年6月期	第 53 期 (当連結会計年度) 2023年 6 月期
売 上 高 (千円)	5,830,240	5,497,996	6,207,361	6,390,311
経 常 利 益 (千円)	727,585	695,426	905,843	973,255
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 (千円)	445,904	512,929	532,426	682,894
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	78.78	90.63	94.07	120.66
総 資 産 (千円)	6,099,423	6,766,355	7,118,487	7,716,454
純 資 産 (千円)	4,841,479	5,275,285	5,666,875	6,289,465
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	855.28	932.05	1,001.24	1,111.25

(注) 第52期連結会計年度より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第52期連結会計年度以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
神府貿易(上海)有限公司	70百万円	100%	中国における無煙ロースターの販売

前連結会計年度において解散を決議し、清算手続中であったSHINPO AMERICA, INC. は当連結会計年度において清算が終了いたしました。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症について感染症法上の分類が2023年5月より季節性インフルエンザ等と同様の「5類」に移行し、明るい兆しが見えつつある一方で、長期化するロシア・ウクライナ情勢の影響に起因する原材料価格高騰などの影響により、当面は国内外ともに厳しい状況が続くものと予想されます。

このような市場環境に対処するために、当社グループは、国内外ともに付加価値を有する情報提供と機器の販売を目的とし、国内におきましては引き続き異業種の飲食店様に対して焼肉店への業態変更を促進するとともに、既存のお客様に対しては廃番機器の入れ替えを積極的に行ってまいります。海外におきましては中国をはじめとするアジア圏、北米に関しましては販売代理店を活用する戦略で、引き続き海外マーケットの拡充を図ってまいります。

以上により、当社グループの次期の連結業績につきましては、売上高6,704百万円(前期比4.9%増)、営業利益は1,060百万円(前期比10.8%増)、経常利益は1,070百万円(前期比10.0%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は731百万円(前期比7.1%増)を見込んでおります。なお、配当につきましては35円とさせていただく予定であります。

当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと考えており、将来の事業拡大のための財務体質の強化と内部留保の充実を図りつつ、業績を鑑み前期同様積極的な利益還元を行って参ります。

株主の皆様におかれましても、今後とも一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) **主要な事業内容** (2023年6月30日現在)

当社グループは、無煙ロースターの製造、販売及びその附帯工事を主要な事業内容としております。

(6) **主要な営業所及び工場** (2023年6月30日現在)

- | | |
|----------------|---------|
| ① 当社 | |
| 本社 | 名古屋市名東区 |
| 北海道東北支店 | 札幌市白石区 |
| 東京支店 | 東京都北区 |
| 名古屋支店 | 名古屋市名東区 |
| 大阪支店 | 大阪府吹田市 |
| 九州支店 | 福岡市東区 |
| 仙台営業所 | 仙台市太白区 |
| 東京MS営業所 | さいたま市緑区 |
| 横浜営業所 | 横浜市中区 |
| 福岡工場 (アミ洗浄) | 福岡市東区 |
| 新名古屋工場 | 愛知県みよし市 |
| ② 子会社 | |
| 神府貿易 (上海) 有限公司 | 中国上海市 |

(7) **使用人の状況** (2023年6月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
113名(11名)	7名減(2名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者は ()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
108名(11名)	3名減(2名減)	42.0歳	10.4年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者は ()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2023年6月30日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 百 五 銀 行	110,000千円
株 式 会 社 十 六 銀 行	20,000

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

子会社の清算

前連結会計年度において清算を決議し、清算手続中であったSHINPO AMERICA, INC.は、当連結会計年度において清算が終了いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2023年6月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 14,775,000株
- ② 発行済株式の総数 6,140,850株
- ③ 株主数 2,083名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
ヤマタケ総業有限会社	1,956,150株	34.6%
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	607,400	10.7
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	406,200	7.2
シンポ取引先持株会	210,600	3.7
株式会社百五銀行	150,000	2.7
名古屋中小企業投資育成株式会社	150,000	2.7
種村 桂介	114,900	2.0
岡崎 博	83,500	1.5
国際電業株式会社	83,300	1.5
中頭 隆哉	67,400	1.2

(注) 当社は、自己株式481,048株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況 (2023年6月30日現在)

① 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	安藤紀彦	神府貿易(上海)有限公司 董事
取締役	片岡光男	東日本統括本部長 神府貿易(上海)有限公司 董事長
取締役	山田清久	生産管理本部長
取締役	谷村政美	西日本統括本部長
取締役	阿知波智大	阿知波会計事務所 所長 監査法人東海会計社 代表社員
常勤監査役	大西一彦	
監査役	光岡要次郎	光岡会計事務所 所長 A B ホテル株式会社 社外監査役
監査役	高橋裕子	and LEGAL弁護士法人 弁護士

- (注) 1. 取締役阿知波智大氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役大西一彦氏、監査役光岡要次郎氏及び高橋裕子氏は、社外監査役であります。
3. 監査役光岡要次郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、監査役の高橋裕子氏は、弁護士の資格を有しており、弁護士業務を通して培われた専門的な知識・経験等を有しております。
4. 当社は、取締役阿知波智大氏、監査役大西一彦氏、監査役光岡要次郎氏、及び監査役高橋裕子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役、執行役員、会計参与及び退任役員ならびに役員の前続人であり、当社が保険料の全額を負担しております。当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用が填補されることとなります。ただし、被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合や法令、規則又は取締役法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても填補されないこととなっております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取 締 役	89,103	77,153	11,950	-	5名
(うち社外取締役)	(2,150)	(1,850)	(300)	(-)	(1名)
監 査 役	7,090	6,090	1,000	-	3名
(うち社外監査役)	(7,090)	(6,090)	(1,000)	(-)	(3名)
合 計	96,193	83,243	12,950	-	8名
(うち社外役員)	(9,240)	(7,940)	(1,300)	(-)	(4名)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額12,950千円（取締役5名に対し11,950千円（うち社外取締役1名に対して300千円）、監査役3名に対して1,000千円（全て社外監査役））。
 - ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額5,640千円（取締役4名に対し5,500千円、社外監査役1名に対し140千円）。
3. 取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2000年9月25日であり、取締役が月額25,000千円（年額300,000千円）以内、監査役が月額3,000千円（年額36,000千円）以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名、監査役の員数は3名（うち社外監査役3名）であります。

④ 取締役の報酬等の決定方針

1. 基本方針

当社は取締役の報酬は、職務及び就任年数を勘案すると共に経営環境、業績等を考慮し、取締役会での協議のもと代表取締役が決定しております。

取締役の報酬は、経営方針を実現するための重要なインセンティブと考え、以下を基本方針としそれぞれの要素を考慮した体系的な設計としております。

- イ. 当社の基本理念を促すものであること。
- ロ. 当社の中長期的な成長への貢献意識を高めるものであること。
- ハ. 会社業績との連動制を持つこと
- ニ. 透明性及び公平性及び合理性を備えた設計であること。
- ホ. これらのことが適切なプロセスを経て決定されること。

具体的には、取締役の報酬は固定報酬、業績連動賞与で構成されています。

取締役の報酬水準については、外部環境や市場環境の変化に対して迅速な対応を行うため、同業・同規

模・他業種の役員報酬水準を参考に毎年検証を行います。

2. 報酬等の決定方針

イ. 個人別報酬

基本報酬としての役位に応じた「固定報酬」を代表取締役等の執行側で固定報酬案を策定する。

執行側の報酬案について、報酬諮問委員会において審議し、取締役会に答申する。

報酬諮問委員会は、代表取締役・社外取締役・常勤監査役の3名で構成される。

個人別報酬は取締役会において決定するが、代表取締役に一任する旨を決定する場合は、答申案を尊重のうえ公平公正・透明性を確保していること等の開示を必要とする。

当社の報酬諮問委員会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定方法が当該方針に整合しており、当該決定方針に沿うものと判断しております。

ロ. 業績連動賞与

業績連動賞与に係る業績指標は連結営業利益としております。当該指標を選択した理由は、当社の経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標であり、業績連動報酬の指標として適切であると判断したためです。当連結会計年度における営業利益実績は956,613千円であります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役阿知波智大氏は、阿知波会計事務所の所長、及び監査法人東海会計社の代表社員であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。
- ・監査役光岡要次郎氏は、光岡会計事務所の所長、及びA B ホテル株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。
- ・監査役高橋裕子氏は、and LEGAL弁護士法人の弁護士であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

		活動状況
取締役	阿知波 智 大	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、幅広い経験と高い見識から議案審議に必要な発言を適宜行っております。
監査役	大 西 一 彦	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回出席し、幅広い経験と高い見識から議案審議に必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度に開催された監査役会13回のうち12回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	光 岡 要次郎	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度に開催された監査役会13回のうち12回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	高 橋 裕 子	当事業年度に開催された取締役会13回のうち11回出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度に開催された監査役会13回のうち11回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 仰星監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました有限責任あずさ監査法人は、2022年9月27日開催の第52期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

- ② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

- ③ 会計監査人の報酬額の同意について

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績、会計監査人の職務遂行状況、監査計画における監査時間、報酬額の見積りなどを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- ④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

- ⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

イ. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役・使用人は企業理念に基づき、法令、定款、社内規程を遵守します。取締役及び使用人が法令・定款等に違反する行為又はおそれを発見した場合の報告体制として、内部監査人1名が、監査役・会計監査人との連携・協力のもと内部監査を実施し、業務の適法・適切な運営と内部管理の徹底を図っております。また、随時、問題点や今後の課題などを社長に報告する体制を整備してまいります。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書（以下、職務執行情報という。）の取り扱いは、当社文書管理規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い、適切に保存及び管理（廃棄を含む。）し、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直し等を行ってまいります。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理には、法令・規程等を遵守した業務執行ができているかをチェックするコンプライアンス管理、取引先の与信をチェックする与信管理、それと今後起こるかもしれない不測の事態（地震、火災など。）に対応するための危機管理等があります。

これらのリスク管理は、管理部が管轄し、必要に応じて外部からの情報等を取得して対応しております。

不測の事態が発生した場合は、取締役管理部長指揮下で対策本部を設置し、的確且つ迅速な対応をとることでリスクを最小限にとどめ、損失の拡大を防ぐ体制をとっております。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。

業務の運営につきましては、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び年度総合予算を立案し、全社的な目標を設定しております。また、各部門におきましては、その目標達成に向けて具体策を立案・実行しております。

ホ. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

社外での職務となる営業部スタッフに関しては、業務週報を社長に毎週提出する体制の徹底を図っております。

また、内部監査課は各部署の日常的な活動状況を監視するとともに、直接社長に報告する体制をとっております。

その他、法令遵守体制及び問題点の有無を調査検討し、条例等の定期的な確認等も行っており、また適宜、研修会等への参加も実施しております。

へ. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社におけるコンプライアンス体制及びリスク管理体制に関しては、当社においてこれを統括管理しております。

ト. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が必要とした場合は、取締役会は監査役と協議の上、監査役の職務を補助する使用人を置くものとしております。

チ. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保しております。

リ. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受けております。

また、取締役、使用人は重要な会議の開催日時を監査役に連絡し、出席を依頼しております。

ヌ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は文書、資料を閲覧し、必要に応じて取締役、使用人から追加の説明・報告を求められることができる体制をとっております。

ル. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与を一切拒絶し、健全な会社経営を行うため以下の事項を遵守する体制を維持整備しております。

- ・反社会的勢力に対し、不当な要求に安易な妥協での解決をしない。
- ・反社会的勢力に対し、合法非合法にかかわらず取引しない。
- ・反社会的勢力に対し、名目の如何にかかわらず利用しない。

ヲ. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、管理部を中心として、金融商品取引法及びその他関係法令等が求める財務報告の適正性を確保するための体制を整備しております。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

イ. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

監査役による監査が実施され、取締役は相互に職務執行の監督を行いました。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録等は当社文書管理規程に従い保存されています。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク情報を収集・評価し、重要リスクを特定するとともに、その重要性に応じてリスクへの対応を図りました。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定を行いました。また、中期経営計画及び年度総合予算を立案し、取締役会においてその状況を検証の上、対処すべき課題についての対策を立案・実行しました。

ホ. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役、内部監査課は業務日報等の文書・資料を閲覧し、必要に応じて追加の説明・報告を受け、日常的な活動状況を監督しました。

ヘ. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社におけるコンプライアンス体制及びリスク管理体制に関しては、当社において統括管理しました。

ト. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が必要とした場合は、使用人がその職務を補助しました。

チ. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会の意見を尊重し、当該使用人の取締役からの独立性を確保しました。

リ. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受けました。

ヌ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は文書・資料を閲覧し、必要に応じて取締役・使用人から追加の説明・報告を受けました。

ル. 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力による経営活動への関与がないか、取締役の職務執行状況の監督を行いました。

ヲ. 財務報告の適正性を確保するための体制

管理部が中心となり、関係法令等が求める財務報告の適正性が確保されるよう活動しました。

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,204,387	流動負債	1,081,387
現金及び預金	2,867,219	買掛金	103,406
受取手形及び売掛金	709,274	短期借入金	20,000
商品及び製品	97,182	1年内返済予定の長期借入金	60,000
仕掛品	99,634	リース債務	16,256
原材料及び貯蔵品	391,902	未払金	298,697
その他	39,242	未払法人税等	238,464
貸倒引当金	△68	役員賞与引当金	12,950
固定資産	3,512,067	その他	331,611
有形固定資産	2,965,320	固定負債	345,601
建物及び構築物	1,147,607	長期借入金	50,000
機械装置及び運搬具	68,971	リース債務	42,170
土地	1,482,891	繰延税金負債	34,860
リース資産	48,545	役員退職慰労引当金	49,741
建設仮勘定	4,491	退職給付に係る負債	147,293
その他	212,813	資産除去債務	3,640
無形固定資産	15,949	その他	17,895
投資その他の資産	530,797	負債合計	1,426,989
投資有価証券	417,830	(純資産の部)	
その他	117,866	株主資本	5,996,791
貸倒引当金	△4,900	資本金	639,307
資産合計	7,716,454	資本剰余金	595,887
		利益剰余金	4,950,022
		自己株式	△188,426
		その他の包括利益累計額	292,673
		その他有価証券評価差額金	253,734
		為替換算調整勘定	38,939
		純資産合計	6,289,465
		負債純資産合計	7,716,454

連結損益計算書

(自 2022年7月1日)
(至 2023年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	6,390,311
売上原価	3,963,694
売上総利益	2,426,617
販売費及び一般管理費	1,470,003
営業利益	956,613
営業外収入	130
受取配当金	5,011
受取借料	6,612
為替差益	7,714
その他	1,634
営業外費用	21,102
支払利息	347
不動産賃貸費用	4,113
特別利益	973,255
関係会社清算益	7,531
受取保険金	41,107
保険解約戻金	1,240
特別損失	49,878
固定資産除却損	1,290
税金等調整前当期純利益	1,021,844
法人税、住民税及び事業税	325,262
法人税等調整額	13,687
当期純利益	682,894
非支配株主に帰属する当期純利益	-
親会社株主に帰属する当期純利益	682,894

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年7月1日)
(至 2023年6月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	639,307	595,887	4,408,624	△188,375	5,455,444
当 期 変 動 額					-
剰 余 金 の 配 当			△141,496		△141,496
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			682,894		682,894
自 己 株 式 の 取 得				△51	△51
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	541,398	△51	541,346
当 期 末 残 高	639,307	595,887	4,950,022	△188,426	5,996,791

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	171,726	39,704	211,431	5,666,875
当 期 変 動 額				-
剰 余 金 の 配 当				△141,496
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				682,894
自 己 株 式 の 取 得				△51
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	82,007	△765	81,242	81,242
当 期 変 動 額 合 計	82,007	△765	81,242	622,589
当 期 末 残 高	253,734	38,939	292,673	6,289,465

貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,014,507	流動負債	1,040,281
現金及び預金	2,820,451	買掛金	92,997
受取手形	110,327	短期借入金	20,000
売掛金	599,941	1年内返済予定の長期借入金	60,000
商品及び製品	31,962	リース負債	16,256
仕掛品	99,634	未払費用	304,364
原材料及び貯蔵品	324,914	未払法人税等	59,502
その他	27,344	前受金	238,407
貸倒引当金	△68	預り金	77,185
固定資産	3,534,824	役員賞与引当金	27,565
有形固定資産	2,956,103	その他の引当金	12,950
建物	1,046,526	その他	131,051
構築物	101,081	固定負債	347,459
機械及び装置	62,954	長期借入金	50,000
車両運搬具	6,016	リース負債	42,170
工具、器具及び備品	203,596	繰延税金負債	36,718
土地	1,482,891	退職給付引当金	147,293
リース資産	48,545	役員退職慰労引当金	49,741
建設仮勘定	4,491	資産除去債務	3,640
無形固定資産	15,949	長期預り保証金	17,895
リース資産	12,718	負債合計	1,387,741
ソフトウェア	392	(純資産の部)	
電話加入権	2,839	株主資本	5,907,855
投資その他の資産	562,770	資本金	639,307
投資有価証券	417,830	資本剰余金	595,887
関係会社出資金	36,958	資本準備金	595,887
その他	112,881	利益剰余金	4,861,087
貸倒引当金	△4,900	利益準備金	159,826
資産合計	7,549,331	その他利益剰余金	4,701,260
		別途積立金	1,100,000
		繰越利益剰余金	3,601,260
		自己株	△188,426
		評価・換算差額等	253,734
		その他有価証券評価差額金	253,734
		純資産合計	6,161,590
		負債純資産合計	7,549,331

損益計算書

(自 2022年7月1日)
(至 2023年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		6,276,596
売上原価		3,915,544
売上総利益		2,361,051
販売費及び一般管理費		1,388,484
営業利益		972,567
営業外収益		
受取利息及び配当金	5,024	
受取賃貸料	6,612	
その他の	2,714	14,351
営業外費用		
支払利息	295	
不動産賃貸費用	4,113	4,408
経常利益		982,509
特別利益		
保険解約返戻金	41,107	
関係会社清算益	674	41,782
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純利益		1,024,292
法人税、住民税及び事業税	325,236	
法人税等調整額	13,023	338,259
当期純利益		686,032

株主資本等変動計算書

(自 2022年7月1日)
(至 2023年6月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剩 余 金		利 益 剩 余 金			利益剰余金 合 計			
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金					
				別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金					
当 期 首 残 高	639,307	595,887	595,887	159,826	1,100,000	3,056,723	4,316,550	△188,375	5,363,370	
当 期 変 動 額									－	
剰余金の配当							△141,496	△141,496	△141,496	
当 期 純 利 益						686,032	686,032		686,032	
自己株式の取得								△51	△51	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	－	－	－	544,536	544,536	△51	544,485	
当 期 末 残 高	639,307	595,887	595,887	159,826	1,100,000	3,601,260	4,861,087	△188,426	5,907,855	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	171,726	171,726	5,535,096
当 期 変 動 額			－
剰余金の配当			△141,496
当 期 純 利 益			686,032
自己株式の取得			△51
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	82,007	82,007	82,007
当期変動額合計	82,007	82,007	626,493
当 期 末 残 高	253,734	253,734	6,161,590

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年8月23日

シンポ株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
名古屋事務所

指 定 社 員 公認会計士 木 全 泰 之
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 川 合 利 弥
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シンポ株式会社の2022年7月1日から2023年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンポ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論づける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年8月23日

シンポ株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
名古屋事務所

指 定 社 員 公認会計士 木 全 泰 之
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 川 合 利 弥
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シンポ株式会社の2022年7月1日から2023年6月30日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年7月1日から2023年6月30日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年8月25日

シ	ン	ポ	株	式	会	社	監	査	役	会											
							常	勤	監	査	役	(社	外	監	査	役)	大	西	一	彦	Ⓢ
							監	査	役	(社	外	監	査	役)	光	岡	要	次	郎	Ⓢ	
							監	査	役	(社	外	監	査	役)	高	橋	裕	子	Ⓢ		

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第53期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ①配当財産の種類
金銭といたします。
- ②配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金35円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は198,093,070円となります。
- ③剰余金の配当が効力を生じる日
2023年9月25日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役として適切な人材を確保し、期待される役割が十分に発揮できるようにするため、当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役との間で会社法第427条第1項の責任限定契約を締結することができる旨の規定として、変更案第27条及び第35条を新設するものであります。

なお、定款第27条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。（下線部分に変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役および取締役会 第18条～第26条（条文省略） （新設）</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 第18条～第26条（現行どおり） <u>（取締役の責任免除）</u> 第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、あらかじめ当社が定める金100万円と法令が定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会 第27条～第33条（条文省略） （新設）</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 第28条～第34条（現行どおり） <u>（監査役の責任免除）</u> 第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、あらかじめ当社が定める金100万円と法令が定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>
<p>第6章 計算 第34条～第37条（条文省略）</p>	<p>第6章 計算 第36条～第39条（現行どおり）</p>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制と業務執行の強化を図るため1名増員して取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	あんだうのりひこ 安藤紀彦 (1960年12月22日生)	1985年7月 当社入社 2008年9月 当社取締役東京支店長に就任 2013年9月 当社常務取締役東京支店長に就任 2014年1月 神府貿易（上海）有限公司董事長に就任 2021年9月 当社代表取締役社長に就任（現任） 2022年1月 神府貿易（上海）有限公司董事に就任	5,700株
	取締役候補者とした理由	当社において、営業部門に関わり豊富な実務経験を有するとともに、代表取締役社長として当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて当社における経営戦略の立案と実行を行うとともに、当社における重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たすことができると判断し、引き続き取締役候補者となりました。	
2	かたおかみつお 片岡光男 (1965年11月20日生)	1993年12月 当社入社 2007年9月 当社取締役北海道支社長に就任 2011年9月 当社取締役札幌支店長に就任 2021年9月 当社取締役東日本統括本部長に就任（現任） 2022年1月 神府貿易（上海）有限公司董事長に就任（現任）	10,000株
	取締役候補者とした理由	当社において、営業部門に関わり豊富な実務経験を有するとともに、取締役東日本統括本部長として当社の成長に重要な役割を果たしております。当社における重要事項の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことができると判断して、引き続き取締役候補者となりました。	

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
3	やまだきよひさ 山田清久 (1967年8月10日生)	1994年1月 当社入社 2008年7月 当社生産管理部長に就任 2011年7月 当社取締役生産管理部長兼海外事業部長に就任 神戸貿易（上海）有限公司董事長に就任 2013年9月 当社取締役生産管理部長に就任 2021年9月 当社取締役生産管理本部長に就任（現任）	66,750株
	取締役候補者とした理由	当社において、生産管理部門に関わり生産管理本部長として生産部門の成長に重要な役割を果たしております。当社における重要事項の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことができると判断して、引き続き取締役候補者となりました。	
4	たにむらまきみ 谷村政美 (1958年1月8日生)	2012年2月 当社入社 大阪支店営業部次長に就任 2015年9月 当社執行役員大阪支店長に就任 2019年9月 当社取締役大阪支店長に就任 2021年9月 当社取締役西日本統括本部長に就任（現任）	200株
	取締役候補者とした理由	当社において、営業部門に関わり豊富な実務経験を有するとともに、取締役西日本統括本部長として当社の成長に重要な役割を果たしております。当社における重要事項の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことができると判断して、引き続き取締役候補者となりました。	
5	※ たぐちしげき 田口茂樹 (1971年12月5日生)	1994年5月 当社入社 2021年9月 当社執行役員管理本部長に就任（現任）	3,180株
	取締役候補者とした理由	当社において、管理部門に関わり豊富な実務経験を有するとともに、執行役員管理本部長として当社の成長に重要な役割を果たしております。当社における重要事項の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことができると判断して、取締役候補者となりました。	

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
6	<p style="text-align: center;">あちわちひろ 阿知波智大 (1980年5月15日生)</p>	<p>2007年12月 有限責任あずさ監査法人入所 2013年 8 月 公認会計士 登録 2014年 9 月 有限責任あずさ監査法人退所 2014年10月 監査法人東海会計社入所 2014年12月 阿知波会計事務所開業 所長に就任（現任） 2017年 7 月 監査法人東海会計社代表社員に就任（現任） 2017年 9 月 当社社外取締役役に就任（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 阿知波会計事務所 所長 監査法人東海会計社代表社員</p>	—
	<p style="text-align: center;">社外取締役候補者とした理由</p>	<p>公認会計士としての財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、当社の社外取締役として十分な監査・監督機能を発揮していただけのものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。</p> <p>期待される役割の概要としては、現職の公認会計士・税理士としての企業会計・企業統治等に関する広範かつ高度な知見を活かし、当社の企業活動や経営管理体制に関する助言を行うことによりコーポレート・ガバナンスの強化・充実に寄与することを期待したためであります。</p>	

- (注) 1. ※は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 阿知波智大氏は、社外取締役候補者であります。
4. 阿知波智大氏が取締役に選任された場合、「第2号議案 定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は同氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役大西一彦、及び光岡要次郎は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	※ せぎたつや 瀬木達也 (1957年6月10日生)	1981年4月 株式会社百五銀行入行 2009年6月 株式会社百五銀行桑名支社長就任 2012年6月 百五証券株式会社入社 取締役営業本部副本部長就任 2017年6月 百五証券株式会社常務取締役就任 2020年6月 百五証券株式会社退社	—
	監査役候補者とした理由	瀬木達也氏は、株式会社百五銀行における支社長、百五証券株式会社常務取締役として業務執行を通じた豊富な経験と専門的な知見を有しております。これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、経営陣から独立した客観的立場から当社取締役の職務遂行における適法性等の確保と監督に貢献いただけると判断して社外監査役候補者としました。	

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
2	みつおかようじろう 光岡要次郎 (1971年7月9日生)	1997年1月 監査法人伊東会計事務所入所 2000年3月 公認会計士 登録 2004年7月 光岡会計事務所開業 2015年9月 当社監査役に就任（現任） 2016年9月 ABホテル株式会社社外監査役に就任（現任）	—
	監査役候補者とした理由	光岡要次郎氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、当社の社外監査役として十分な監査・監督機能を発揮していただけるものと判断し、引き続き監査役候補者としました。	

- (注) 1. ※は、新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 瀬木達也氏、光岡要次郎氏は、社外監査役候補者であります。
4. 光岡要次郎氏は、現在、当社の社外監査役であります。同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
5. 瀬木達也氏、光岡要次郎氏が監査役に選任された場合、「第2号議案 定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は同氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。

第5号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

大西監査役は、本総会終結の時をもって任期満了により退任いたしますので、在任中の功勞に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査役会の協議にご一任願いたいと存じます。退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
大西 一彦	1975年4月 株式会社百五銀行入行
	2002年4月 同行名古屋支店長に就任
	2009年6月 株式会社百五ディーシーカード常務取締役役に就任
	2015年9月 当社常勤監査役に就任（現任）

以 上

株主総会会場のご案内図

- 会 場 名古屋市千種区覚王山通八丁目18番地
ホテル ルブラ王山 2階 「金鯰の間」
電話 (052) 762-3151 (代表)
- 交通機関 地下鉄東山線・池下駅下車 徒歩3分

